

「建設マネジメント研究委員会」規約

平成 29 年 6 月 15 日 一部改正
令和 4 年 6 月 24 日 一部改正

第 1 条（名 称）

本会は北海道土木技術会建設マネジメント研究委員会と称する。

第 2 条（目 的）

本会は建設マネジメントの研究を通じて、北海道における建設産業並びに建設技術の進展、技術者の育成を図ることを目的とする。

第 3 条（事 業）

本会は前条の目的を達成するために産、学、官の協力によって次の事業を行う。

1. 建設マネジメントに関する調査、研究
2. 講習会などの開催による建設マネジメント技術の向上および普及
3. その他本会の目的を達成するために必要な事項

第 4 条（委員会の構成）

委員会は会の目的及び事業の主旨に賛同する会員及び賛助会員により構成される。

第 5 条（事務局）

本会の事務を処理するために事務局を置く。事務局は（一社）北海道開発技術センターに置く。

第 6 条（総 会）

総会は原則として年 1 回開催する。また、必要に応じ委員長がこれを招集する。総会は次の事項を審議する。

1. 規約の決定および変更
2. 事業および会計報告の承認
3. 事業計画および予算の決定
4. 役員の選出および承認
5. その他

第 7 条（役 員）

本会に次の役員を置く。役員の任期は 1 年とし再任は妨げない。

委 員 長	1 名
副 委 員 長	2 名
幹 事 長	1 名
事 務 局 長	1 名
事 務 局 次 長	1 名
会 計 監 査 委 員	2 名

第 8 条（役員の選出）

委員長は土木技術会会長の委嘱による。他の役員は委員長の委嘱による。

第9条（常任委員会）

本会の基本的運営方針を審議するため常任委員会を置く。

常任委員会の構成は、委員長、副委員長、常任委員（幹事長、事務局長、事務局次長を含む）とする。

第10条（幹事会）

本会の活動全般にわたる事項を審議するため幹事会を置く。

幹事会の構成は、幹事長、事務局長、事務局次長、幹事とする。

第11条（小委員会）

本会の事業を遂行するため必要に応じ小委員会を置くことができる。

小委員長は委員長の委嘱により、また小委員会の委員は小委員長の推薦により委員長が委嘱する。

第12条（顧問）

本会の運営に関し、助言を得るため顧問を置くことができる。

第13条（会員の入退会）

会員の入退会は、常任委員会の承認によるものとし、総会において報告する。

第14条（賛助会費）

賛助会員は賛助会費を納入する。年会費は団体3万円、企業2万円とする。

第15条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、経費は年会費その他の収入をもってこれにあてる。

第16条（会則）

この規約は令和4年6月24日から実施する。

付 則（平成29年6月15日）

（第15条(会計年度)）

1. 4月1日から総会前の常任委員会開催日までに実施される前年度の事業については、委員長の専決で前年度の会計処理とすることができる